

# 改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の概要

(前) ASBJ ディレクター くまがい みつたか  
熊谷 充孝

## I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2021年6月17日に、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）を公表<sup>1</sup>した。本稿では、本適用指針の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことを、あらかじめ申し添える。

## II 本適用指針公表の経緯

2019年7月4日に、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）等を公表した。その際、併せて公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」において、投資信託の時価の算定

に関しては、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとしていた。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項及び第308項）の時価の注記についても、一定の検討を要するため、上記の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていた。

これらの経緯を踏まえ、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて審議を行ったうえ、2021年1月18日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、ASBJに寄せられたコメントを検討し、本適用指針を公表するに至っている。

なお、本適用指針の改正についての検討に際して、一般社団法人投資信託協会において、時価算定会計基準を踏まえた「投資信託財産の評

<sup>1</sup> 本適用指針の全文については、ASBJのウェブサイト ([https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/implementation\\_guidance/y2021/2021-0617.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/implementation_guidance/y2021/2021-0617.html)) を参照のこと。

価及び計理等に関する規則」の一部改正がなされたことが前提とされた。

### III 本適用指針の概要

#### 1. 投資信託の時価の算定に関する取扱い

本適用指針では、投資信託<sup>2</sup>の時価の算定について、投資信託財産が時価算定会計基準の対象に含まれる金融商品である投資信託及び投資信託財産が時価算定会計基準の対象に含まれない不動産である投資信託に区分したうえで、それぞれの取扱いを定めている。

また、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、後述のとおり、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としている実務も見られたことから、時価の算定に関する取扱いの前提として、貸借対照表価額を時価に統一するか否かについても検討している。

#### (1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い

##### ① 時価の算定に関する取扱い

##### 市場における取引価格が存在する場合

時価算定会計基準に定める時価の定義により、金融商品取引所（それに類する外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場しており、その市場が主要な市場となる投資信託で、その市場における取引価格が存在する場合、当該価格が時価になると考えられる。

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

市場における取引価格が存在せず、一般に基

準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、基準価額も時価となることを示している。ただし、時価算定会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではないとしている。

なお、基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、第三者から入手した相場価格として、時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する必要があるが、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく当該基準価額で解約できる場合には、当該基準価額は時価算定基準に従って算定されたものであると判断できるとしている。

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合<sup>3</sup>は、時価を算定する際に考慮する資産の特性に該当し、投資信託財産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一口当たりの価額である基準価額が時価となるわけではなく、基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。そのため、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができるとしている。

2 本適用指針では、契約型及び会社型の双方の形態を含むとしている。

- i. 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合
- ii. 当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号「公正価値測定」又はAccounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合
- iii. 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に従い評価が行われている場合

また、時価算定基準における時価の定義を踏まえると、原則として、時価の算定日において算定される基準価額を使用することとなるが、海外の法令に基づいて設定された投資信託の場合は、国内で設定された投資信託の場合と異なり、情報の入手が困難である可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮するとしている。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができるとしている。

なお、上記の基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、上記iからiiiのいずれかに該当することをもって、当該基準価額が時価算定

会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができるとしている。

## ② 時価のレベルの分類及び開示

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第4項に定める事項を注記するにあたっては、他の金融商品と合わせて注記したうえで、基準価額を時価とみなしている投資信託も当該注記に含まれていることを理解できるように、重要性に乏しい場合を除き、当該投資信託も含まれている旨を併せて注記することとしている。

一方、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、時価算定会計基準の本則に従って基準価額に対して調整を行っていれば利用したであろうインプットのレベルは把握されないこととなる。基準価額のインプットのレベルのみによって時価のレベルを決定することが適切ではないことから、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記しないこととし、その場合、次の事項を注記することとしている。なお、当該注記は他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第5-2項(1)の注記に併せて記載することとしており、金融商品時価開示適用指針第5-2項(1)の注記と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要し

- 3 「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うとしている。

また、解約等に関する制限がある場合において、それが市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否かの判断が困難であることが懸念されたため、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当しない例を以下のように示している。なお、これは、投資信託財産が不動産である投資信託についても同様である。

- (1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）
- (2) 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
- (3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1か月程度）もの

ないこととしている。

- i. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨
- ii. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- iii. iiの合計額が重要性に乏しい場合を除き、iiの期首残高から期末残高への調整表
- iv. iiの合計額が重要性に乏しい場合を除き、iiの時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

以上で説明した投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱いについて、フローチャートで示したものが【図表1】である。

## (2) 投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い

### ① 投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額

市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、特段の定めがないことに起因して、実務上、会計処理に多様性が生じており、時価をもって貸借対照表価額としているケースと、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としているケースが識別されている。

ここで、時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしているため、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないとしており、市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとしている。また、投資信託財産が不動産である投資信託であったとして

も、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。

これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとしている。

### ② 時価の算定に関する取扱い

#### 市場における取引価格が存在する場合

市場における取引価格が存在する場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様、当該価格が時価になると考えられる。

#### 市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

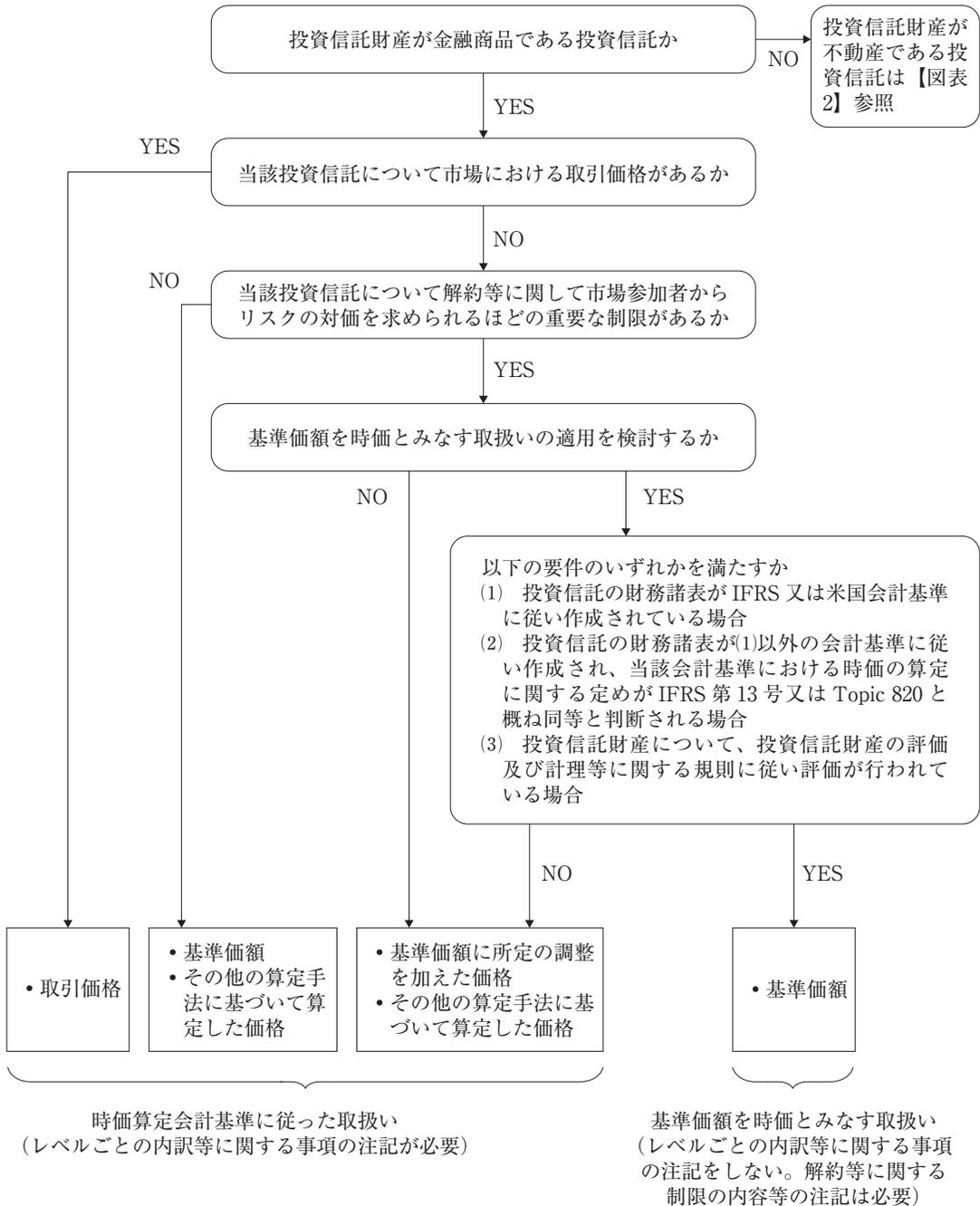
市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様、基準価額も時価となることを示している。

なお、基準価額を時価とする取扱いを適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく当該基準価額で解約できることで、当該基準価額が会計基準に従って算定されたものであると判断することができることとしている。

#### 市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられるが、投資信託財産が金融商品である投資信託

【図表 1】 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価に関するフローチャート



と同様、基準価額を時価とみなすことができることとしている。その際、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられるが、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとはいえないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用な情報と考えられるため、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとしている。なお、投資信託財産である不動産については、時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないこととしている。

また、基準価額を時価として用いる場合には、当該基準価額の適切性を確認することになるが、上記の基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、投資信託財産である不動産の時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が時価算定会計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準価額が時価算定会計基準に従って算定されたものであるか否かを判断することが困難であることが考えられるため、当該基準価額が時価算定会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しないこととしている。

### ③ 時価のレベルの分類及び開示

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、金融商品時価開示適用指針第4項に定める事項を注記するにあたっては、他の金融商品と合わせて注記したうえで、重要性に乏しい場合を除き、その旨を併せて注記することとしている。また、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項は注記しないこととし、その場合、次の事項を注記することとしている。な

お、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととしている。

- i. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨
- ii. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- iii. iiの合計額が重要性に乏しい場合を除き、iiの期首残高から期末残高への調整表

なお、上記のとおり、投資信託財産である不動産については、時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、時価算定会計基準との差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられるため、解約等に関する制限の内容の注記は求めないこととしている。

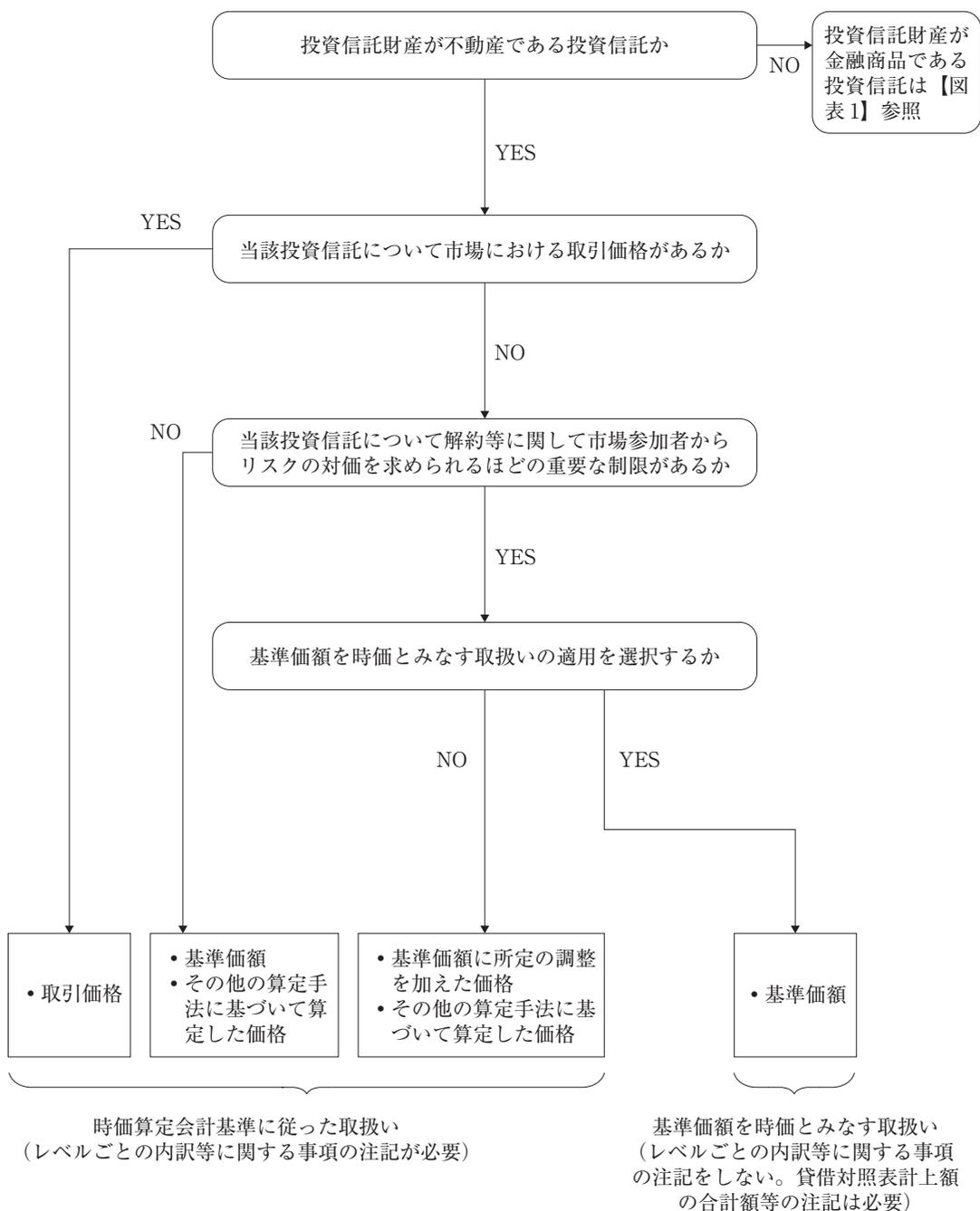
以上で説明した投資信託財産が不動産である投資信託の取扱いについて、フローチャートで示したものが【図表2】である。

### (3) 投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い

#### ① 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、企業が実態に合わせて判断することが必要となるため、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断することとしている。

【図表 2】 投資信託財産が不動産である投資信託の時価に関するフローチャート



② 投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合

投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取り扱うこととしている。

③ 信託財産留保額の取扱い

投資信託の解約等を行う際に、基準価額から所定の信託財産留保額を控除することが定められている場合がある。信託財産留保額は、投資信託における将来に発生することが見込まれる取引又は管理等にかかる費用に充当するために、投資信託財産内に留保されることとされている。このような性格を踏まえ、売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないこととしている。

2. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

組合等への出資は金融資産であるため、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」では、従来から時価の注記を求めているが、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に時価の注記を行っていないケースもみられた。

ここで、組合等への出資の会計処理については、有価証券とは異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があると考えられる。

したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識したうえで、貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資については、時価の注記を要しないこととし、その場合、次の内容を注記することとしてい

る。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととしている。

- (1) 時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記を行っていない旨
- (2) 時価の注記を要しないとする取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

3. 適用時期等

(1) 適用時期

2022 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしており、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首、又は 2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用することができることとしている。

(2) 経過措置

本適用指針の適用初年度においては、時価算定会計基準の適用初年度の経過措置における取扱いに合わせ、本適用指針が定める新たな会計方針（時価算定会計基準の定める時価を新たに算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていたものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など）を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することとしている。

IV 公開草案に対する主な修正点

公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、主に以下の点について修正している。

- (1) 解約等に関する制限がある場合において、それが市場参加者からリスクの対価を求めら

れるほどの重要性があるか否かを判断するための基準の明確化を求めるコメントが寄せられたため、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことを明らかにした。

- (2) 投資信託財産が不動産である投資信託について、時価の算定日と基準価額の算定日が乖離する場合の取扱いの明確化を求めるコメントが寄せられたため、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することを明らかにした。
- (3) 公開草案では、時価算定会計基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されること、及び本適用指針による場合、企業にとって追加的な作業を要すると考えられるものの一定の実務への配慮を行っていることから、本適用指針は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することを提案していた。

しかしながら、こうした提案に対して、特に投資信託を大量に保有している企業にとっては、解約等に関する制限の内容の確認等に十分な準備期間が必要であるとのコメントや、システムの開発等の対応が必要となる企業もあるとのコメントが寄せられたため、適用時期を2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からに延期する

こととした。これに伴い、早期適用や経過措置の定めも修正することとした。

## V おわりに

本適用指針の改正は、多くの投資信託を保有していることが想定される金融機関だけでなく、すべての企業に関係するものであり、投資信託の時価の算定について見直しが必要となる可能性がある。また、基準価額を時価とみなす取扱いの適用は任意とされているが、投資信託の時価の算定に関する考え方が示されているほか、現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることが明らかにされている点について、ご留意いただきたい。

なお、組合等への出資の会計処理について今後の検討課題であることを認識したうえで、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について、時価の注記を要しないこととしており、また、ASBJが公表している現在開発中の会計基準に関する今後の計画においては、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定であるとしており、引き続き、会計基準の開発の動向を注視していただきたい。